

島根県報

号外第九二号
平成十五年七月二十五日
(金曜日)

公布された条例等のあらまし

◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第四四号）

1 農業参入意向企業調査研究支援資金関係（第二条関係）
債務の免除に関する規定を追加することとした。

目 次

条 例

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	(総務課) 六
島根県心身障害者扶養共済制度条例及び島根県風致地区条例の一部を改正する条例	(人本事課) 一〇
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(人本事課) 一三
島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例	(税務課) 一四
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	(税務課) 二〇
島根県県税条例の一部を改正する条例	(消防防災課) 二八
島根県防災会議条例の一部を改正する条例	(青少年家庭課) 二九
島根県立母子福祉センター条例の一部を改正する条例	(港湾空港課) 二九
島根県浜田ポートセンター条例	(都市計画課) 三四
島根県港湾施設条例の一部を改正する条例	(警察本部) 三九
島根県立公園条例の一部を改正する条例	
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
農業参入意向企業調査研究支援資金	農業参入を希望する企業又は当該企業が出資する法人が、農業参入に当たって必要な調査研究期間が終了するまでに農業参入し、農業参入後引き続いて一年間を超える期間県内において業として農業を行ったとき。	債務の全部
(以下「企業」という。)を希望する合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社(以下「企業」という。)であって、農業参入に当たって必要な調査研究を行うものに対して貸し付けた資金	年間を超える期間県内において業として農業を行ったとき。	
特例児童扶養資金関係(第二条関係)		
特例児童扶養資金	免除の条件	免除の範囲
母子及び寡婦福祉法第六条第一項に規定する配偶者のない女子であつて、現に同条第二	一所得の状況により貸付金を返還することができなくなつたと認められるとき。	債務の一部

2 債務の免除に関する規定を追加することとした。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
特例児童扶養資金	一所得の状況により貸付金を返還することができなくなつたと認められるとき。	債務の一部

二 施行期日
2 その他規定の整理

関係条例	改 正 前 (解散する特殊法人)	改 正 後 (設立される独立行政法人等)
島根県心身障害者扶養共済制度条例	社会福祉・医療事業団	独立行政法人福祉医療機構
島根県心身障害者扶養共済制度条例	緑資源公団	独立行政法人緑資源機構
島根県風致地区条例	簡易保険福祉事業団	日本郵政公社
日本鉄道建設公団	水資源開発公団	独立行政法人水資源機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構		

3 半島振興法に基づく県税の不均一課税に係る改正(第四条関係)

- 1 離島振興法に基づく県税の課税免除に係る改正(第一条の一関係)
- 2 農村地域工業等導入促進法に基づく県税の課税免除の対象者に連結親法人及び連結子法人(以下「連結親法人等」という。)を追加することとした。(第二条関係)
- 3 半島振興法に基づく県税の不均一課税に係る改正(第四条関係)

3 高等学校奨学資金関係(第二条関係)	◇島根県心身障害者扶養共済制度条例及び島根県風致地区条例の一部を改正する条例(条例第四五号)
1 債務の免除の対象に高等学校の通信制の課程を追加することとした。	◇島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例(条例第四七号)
2 施行期日	1 公布の日から施行することとした。
3 施行期日	2 公布の日から施行することとした。
1 条例の概要	1 経営評価の対象法人を定めた別表から社団法人島根県畜産開発事業団を削除することとした。
2 施行期日	2 公布の日から施行することとした。
3 施行期日	3 特殊法人の設立根拠法の廃止及び独立行政法人個別法等の施行に伴い、次の条例で引用する法人の名称等を改めることとした。

平成十五年十月一日から施行することとした。ただし、簡易保健福祉事業団に係る改正規定は、公布の日から施行することとした。

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第四六号)

- 1 雇用保険法において再就職手当と常用就職支度金が統合され就業促進手当が創設されたことに伴い、失業者の退職手当に関する規定を整備することとした。(第八条関係)
- 2 その他規定の整理

二 死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を返還することができなくなったと認められるとき。

項に規定する児童扶養手当の規定に對して、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令附則第四条第一項の規定により貸し付けた資金

- (1) 対象者に連結親法人等を追加することとした。
- (2) 対象設備に係る適用基準額を変更することとした。
- 4 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（以下「特定農山村法」という。）に基づく県税の不均一課税の対象者に連結親法人を追加することとした。（第五条関係）
- 5 過疎地域自立促進特別措置法に基づく県税の課税免除の対象者に連結親法人等を追加することとした。（第七条関係）
- 6 次に掲げる法律に基づく不動産取得税の不均一課税の税率について、一定の期間に限り百分の〇・三とする特例を新設することとした。（附則第五項関係）
- (1) 半島振興法
 - (2) 特定農山村法
 - (3) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律
 - (4) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法
- 7 その他規定の整理
- 二 施行期日
- 公布の日から施行することとした。ただし、地方税法及び島根県県税条例を引用于する改正規定については、平成十六年四月一日から施行することとした。
- ◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第四九号）
- 一 条例の概要
- 1 県民税に係る改正
- (1) 配当割及び株式等譲渡所得割の課税地をそれぞれ松江市とすることとした。（第四条関係）
 - (2) 県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者を配当割の特別徴収義務者として指定することとした。（第十五条の三関係）
 - (3) 県内に住所を有する個人に対して特定株式等の譲渡の対価等の支払をする者を株式等譲渡所得割の特別徴収義務者として指定することとした。（第十一条の四関係）
 - 法人の事業税に係る改正

- 二 施行期日
- 平成十五年度に新車新規登録から十一年（ガソリン車（LPG車を含む。）については十三年）を経過した自動車について、平成十六年度以後の自動車税の税率の概ね十パーセントを重課することとした。
- 4 その他規定の整理
- 二 施行期日
- 平成十六年四月一日から施行することとした。ただし、県民税配当割及び株式等譲渡所得割に関する改正規定については、平成十六年一月一日から施行することとした。
- | 付加価値割 | 資本割 | 所 得 割 |
|---------|--------|--|
| 百分の〇・四八 | 百分の〇・二 | 所得のうち年四〇〇万円以下の金額
（百分の四・四） |
| | | 所得のうち年四〇〇万円を超える年八〇〇万円以下の金額
（百分の三・八） |
| 百分の〇・四八 | 百分の〇・二 | 所得のうち年八〇〇万円を超える金額
（百分の六・六） |
| | | 百分の五・五
（百分の八・六） |
| 百分の七・二 | | 百分の七・二
（百分の八・六） |
- (1) 資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人の事業税の額は、付加価値額（収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料）及び単年度損益の合計額）、資本等の金額及び所得にそれぞれ次の表の税率を乗じて計算した金額の合算額とすることとした。ただし、当分の間は、括弧内の税率を用いることとした。（第十六条・附則第十五項・附則第十六項関係）

◇島根県防災会議条例の一部を改正する条例（条例第五〇号）

一 条例の概要

委員の定数の改正（第一条関係）

区	分	改 正 前	改 正 後
知事の部内の職員のうちから指名する委員	十人以内	十一人以内	
指定公共機関又は指定地方公共機関の役員 又は職員のうちから知事が任命する委員	二十人以内	二十一人以内	

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県立母子福祉センター条例の一部を改正する条例（条例第五一号）

一 条例の概要

引用する条項の整理（第二条関係）

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県浜田ポートセンター条例（条例第五二号）

一 条例の概要

1 島根県浜田ポートセンター（以下「センター」という。）を浜田市に設置することとした。（第二条関係）

2 センターの事務室を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならぬこととした。（第三条関係）

3 センターの事務室を使用する者は、使用料を納付しなければならないこととした。（第五条関係）

4 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することとした。（第六条関係）

二 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇島根県港湾施設条例の一部を改正する条例（条例第五三号）

一 条例の概要

1 港湾施設の利用について、許可しない基準を次のとおり定めることとした。

（第三条関係）

(1) 公の秩序に反するおそれがあると認められるとき。

(2) 港湾施設を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

(3) 港湾施設の能力に照らし適切でないものであると認められるとき。

(4) 港湾施設の目的及び用途を妨げるおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、港湾の開発、利用又は保全に支障があると認められるとき。

2 その他規定の整理

二 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇島根県立都市公園条例の一部を改正する条例（条例第五四号）

一 条例の概要

1 体育館の設置（別表第一関係）

都市公園の名称	有料公園施設の名称
県立浜山公園	体育館

2 メインアリーナ等に係る使用料の設定（別表第五の一の表関係）

メイン 場合 場合 する場合	アマチュア アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合	合 使用する場 所	アマチュア アマチュア スポーツに 使用する場 所	区 分		専用 使用 の 場 合	い 場 合	専用 使用 で な
				午前八時半 から正午ま で	午後一時か ら午後五時 まで			
七九八〇円	一二九、七〇〇円	一〇、六四〇円	一五、九六〇円	午前八時半 から正午ま で	午後一時か ら午後五時 まで	専用 使用 の 場 合	い 場 合	専用 使用 で な
一九九、五〇〇円	三一、九二〇円	二天、六〇〇円	四、二五〇円	午前八時半 から午後五 時まで	その他の時 間一時間ま でごと	一人一施設一 回につき	い 場 合	専用 使用 で な

小体育室	サブアリーナ				アマチュア			
	合する場		入場料	場合	入場料		合する場	入場料
	する場合	を徴収する場合	アマチュア	アマチュア	使用する場合	アマチュア	使用する場合	アマチュア
外に使用する場合	アマチュア	アマチュア	アマチュア	アマチュア	アマチュア	アマチュア	アマチュア	アマチュア
四〇円	五〇、一六〇円	一六、七〇円	二五〇八〇円	三、三四〇円	五九、六〇〇円	五三、二〇〇円	五九、六〇〇円	五三、二〇〇円
五〇円	七五、二四〇円	二五、〇八〇円	三七、三〇円	五〇一〇円	三五、四〇〇円	九五、八〇〇円	三五、九〇〇円	九五、八〇〇円
一〇〇円	二五、四〇〇円	四一、八〇〇円	六一、七〇〇円	八三、三〇円	三五九、〇〇〇円	一三三、〇〇〇円	三五九、〇〇〇円	一三三、〇〇〇円
一七〇円	二〇、〇六〇円	六六、八〇〇円	一〇〇三〇円	一、三三〇円	三三、八〇円	二一、二六〇円	三三、八〇円	二一、二六〇円
二 その他の者者が使用する場合								
一 生徒・児童が使用する場合								
二 八〇円								
二 六〇円								

3 トレーニング室等に係る使用料の設定（別表第五の一の表関係）

区 分	専用使用の場合		専用使用でない場合
	午前八時半から午後五時まで一時間までごと	その他の時間一時間までごと	
トレーニング室	九五〇円	一、一四〇円	一 生徒・児童が使用する場合
控室	三五〇円	四二〇円	二 その他の者が使用する場合
	四〇円	四〇円	合 一六〇円
			二 その他の者が使用する場合
			合 三三〇円

4 専用使用の場合における分割使用料の設定（別表第五の一の表）

(1) メインアリーナの二分の一、三分の一又は四分の一を使用する場合の使用料の額 2の表に基づき算出した額にそれぞれ一分の一、三分の一又は四分の一を乗じて得た額

(2) サブアリーナの二分の一を使用する場合の使用料の額 2の表に基づき算出した額に二分の一を乗じて得た額

(3) 多目的室の二分の一を使用する場合の使用料の額 3の表に基づき算出した額に二分の一を乗じて得た額

5 専用使用でない場合における回数券の額の設定（別表第五の一の表関係）

- (1) サブアリーナ又は小体育室の十一回分の使用に係る回数券の額
ア 生徒・児童が使用する場合 八百円
イ その他の者が使用する場合 千六百円

(2) トレーニング室の十一回分の使用に係る回数券の額

ア 生徒・児童が使用する場合 千六百円

イ その他の者が使用する場合 三千三百円

6

有料公園施設附属設備使用料の設定（別表第五の二の表関係）

電光得点表示装置	大型		一日につき	一、九七〇円
	小型	中型		
体力測定機器			一日につき	一、四九〇円
長机（体育館のうち多目的室以外で使用する場合に限る。）			一人一回につき	五一〇円
椅子（体育館のうち多目的室以外で使用する場合に限る。）			一日一脚につき	六〇円
メインアリーナ			一日一腳につき	三〇円
サブアリーナ	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一、四七〇円

7 その他規定の整理

二 施行期日

平成十五年十月十二日から施行することとした。

◇警察に関する手数料条例の一部を改正する条例（条例第五五号）

一 条例の概要

古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法が国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準に適合することについての認定を受けるための申請に対する審査に係る手数料を追加することとした。（別表第一関係）

二 施行期日

古物営業法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

冷暖房設備（専用使用の場合に限る。）	小体育室	一時間につき	二一〇〇円
トレーニング室	多目的室	一時間につき	三四〇円
控室	一時間につき	一時間につき	四四〇円
		九〇円	

条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月二十五日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第四十四号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和五十九年島根県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表新規就農者経営安定資金の項の次に次のように加える。

農業参入意向企業調査研究支援資金	県内の農業の担い手を育成確保するため、新たに県内において業として農業を開始すること（以下この項において「農業参入」という。）を希望する合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社（以下この項において「企業」という。）であつて、農業参入に当たつて必要な調査研究を行うものに對して貸し付けた資金	農業参入を希望する企業又は当該企業が出資する法人が、農業参入に当たつて必要な調査研究期間が終了するまでに農業参入し、農業参入後引き続いて一年間を超える期間県内において業として農業を行つたとき。	債務の全部
------------------	---	--	-------

第二条の表理学療法士及び作業療法士修学資金の項の次に次のように加える。

特例児童扶養資金

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第一項に規定する配偶者のない女子であつて、現に同条第二項に規定する児童を扶養しているものに対して、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第二百七号）附則第四条第一項の規定により貸し付けた資金

一 所得の状況により貸付金を返還することができなくなつたと認められるとき。

二 死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を返還することができなくなつたと認められるとき。

債務の一部

第二条の表高等学校奨学資金の項貸付金の種類の欄中「含み、通信制の課程を除く」を「含む」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県心身障害者扶養共済制度条例及び島根県風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月二十五日

島根県条例第四十五号

島根県心身障害者扶養共済制度条例及び島根県風致地区条例の一部を改正する条例

(島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第一条 島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年島根県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「いだく」を「抱く」に改める。

第二条の見出し中「事業団」を「機構」に改め、同条中「社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）と社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）を「独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）と独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）に、「第二十一条第三項」を「第十二条第三項」に改める。

第三条第四項中「第二十一条第二項」を「第十二条第二項」に改める。

第四条第二項中「事業団」を「機構」に改める。

第八条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「いたつた」を「至つた」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第六項第一号中「いたつた」を「至つた」に改める。

第十四条中「事業団」を「機構」に改める。

第十七条第一項及び第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第五項中「行なう」を「行う」に改める。

第十九条中「第二十一条第三項」を「第十二条第三項」に改める。

(島根県風致地区条例の一部改正)

第二条 島根県風致地区条例（昭和四十五年島根県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「行なう」を「行う」に、「こえる」を「超える」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

島根県知事 澄田信義

第二条第三項第三号を次のように改める。

三 独立行政法人緑資源機構

第二条第三項第六号から第八号までを次のように改める。

六 日本郵政公社

七 独立行政法人水資源機構

八 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

第三条第五号中「水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項」を「独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第二百八十二号）第十二条第一項」に改め、同条第十四号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

第四条第一項第一号ハ(5)中「行なわれた」を「行われた」に改める。

第七条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「とる」を「執る」に改め、同条第二項中「とる」を「執る」に改める。

第九条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第二条中島根県風致地区条例第一条第三項第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月二十五日

島根県条例第四十六号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年島根県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第二項」に改め、同条第十一項中「再就職手当、常用就職支度金」を「就業促進手当」に改め、同項第三号の二を削り、同項第四号を次のように改める。

四 職業に就いたもの 雇用保険法第五十六条の二第三項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

第八条第十三項中「再就職手当、常用就職支度金」を「就業促進手当」に、「常用就職支度金」を「就業促進手当」に改め、同条第十四項中「又は第三号の二」を削り、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十条の三」を「第十条の四」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項の次に次の一項を加える。

15 第十一項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第三項又は第十一項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第一項又は第三項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

一 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手當に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

二 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手當に相当する退職手当 当該就業促進手當について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

島根県知事 澄田信義

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に退職した職員に係るこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第八条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項から第五項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3 新条例第八条第十一項第四号及び第十五項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同条第十一項第四号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対するこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第八条第十一項第三号の一及び第四号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前にした偽りその他の不正行為によって新条例第八条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対するその失業者の退職手当の全部又は一部を返還すること又はその失業者の退職手当の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。

5 新条例第八条第十六項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業者等（雇用保険法（昭和四十九年法律第二百六号）第十条の四第二項に規定する職業紹介事業者等をいう。）に対して適用し、施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受けた者と連帶して新条例第八条第十六項の規定による失業者の退職手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。

6 前四項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成十五年五月一日から施行日の前日までの間にかかる旧条例第八条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「雇用保険法（昭和四十九年法律第二百六号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）」と、同項第二号並びに同条第三項、第五項から第十一項までの規定、第十五項及び第十六項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。

7 附則第二項、第三項及び第六項の規定にかかわらず、平成十五年五月一日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第八条の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、新条例第八条の規定を適用するとしたならば受けることとなる失業者の退職手当の額と附則第二項、第三項及び第六項の規定により受ける失業者の退職手当の額のいずれか多い額とする。

8 附則第二項、第三項及び第六項の規定にかかわらず、平成十五年五月一日前に退職した職員が平成十五年五月一日から施行日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）附則第八条に規定する就業促進手当の支給の例により新条例第八条第十一項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当を支給する。ただし、これらの者のうち旧条例第八条第十一項第三号の二又は第四号の規定により退職手当を受けることができるものの失業者の退職手当の額は、この項本文の規定を適用するとしたならば受けることとなる失業者の退職手当の額と附則第二項、第三項及び第六項の規定により受ける失業者の退職手当の額のいずれか多い額とする。

9 平成十五年五月一日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、平成十五年五月一日から施行日の前日までの間に旧条例第八条の規定により支払われた退職手当は、附則第七項の規定による失業者の退職手当の内払とみなす。

10 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、知事が別に定める。

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月二十五日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第四十七号

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例（平成十四年島根県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表中「財團法人しまね農業振興公社
社団法人島根県畜産開発事業団」を「財團法人しまね農業振興公社」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月二十五日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第四十八号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和四八年島根県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「青色申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第四十号又は所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第四十号に規定する青色申告書をいう。以下同じ。）を提出する」を削り、「製造（ガス製造及び発電を除く。）の事業」を「製造の事業、ソフトウェア業又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）（以下この項において「製造の事業等」という。）」に、「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第四号又は第四

十五条第一項の表の第四号の規定の適用を受ける」を「離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成五年自治省令第一号。以下「離島振興法省令」という。）第一条に規定する期間内に、同条に規定する」に改め、同項第一号中「製造の事業」を「製造の事業等」に、「第七十二条の十六」を「第七十二条の四十九の七」に、「離島振興法第十九条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成五年自治省令第一号）」を「離島振興法省令」に改め、同項第二号中「工場用の建物及びその敷地」を「離島振興法省令第一条第二項に規定する建物及びその附属設備（以下この号及び次号において「工場用の建物等」という。）並びにこれらの敷地」に、「当該工場用の建物」を「当該工場用の建物等」に改め、同項第三号中「工場用の建物」を「工場用の建物等」に改める。

第二条中「青色申告書を提出する法人又は個人」を「青色申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第四十号又は所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第四十号に規定する青色申告書をいう。以下同じ。）を提出する法人若しくは個人又は連結親法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。以下同じ。）若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係（同条第十二号の七の五に規定する連結完全支配関係をいう。以下同じ。）にある連結子法人（同条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。以下同じ。）に改め、「（ガス製造及び発電を除く。）」を削り、「（以下）の下に「この条において」を、「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加え、「当該法人又は個人」を「当該法人若しくは個人又は連結親法人若しくはその連結子法人」に改め、同条第一号中「第七十二条の十六」を「第七十二条の四十九の七」に改める。

第三条中「（ガス製造及び発電を除く。）」を削る。

第四条各号列記以外の部分中「提出する法人又は個人」を「提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人」に改め、「（ガス製造及び発電を除く。）」を削り、「適用を受ける設備」の下に「（その取得価額の合計額が半島振興法省令第一条第一号に規定する額を超えるものに限る。）」を加え、「当該法人

又は個人」を「当該法人若しくは個人又は連結親法人若しくはその連結子法人」に改め、「第十六条」の下に「、第十六条の二」を加え、同条第一号中「第七十二条の十六」を「第七十二条の四十九の七」に改め、同号イ中「第十六条第一項第一号、第二号若しくは第三号又は第二項」を「第十六条各項」に改め、同号ロ中「第十六条第一項第四号」を「第十六条の二第一号」に改める。

第五条中「法人」の下に「又は連結親法人」を、「第四十三条の三第二項」の下に「又は第六十八条の十八第二項」を加える。

第七条第一項各号列記以外の部分中「提出する法人又は個人」を「提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人」に改め、「（ガス製造及び発電を除く。）」を削り、「旅館業」の下に「（以下この項において「製造の事業等」という。）」を、「適用を受ける設備」の下に「（その取得価額の合計額が過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十二年自治省令第二十号。以下「過疎法省令」という。）第一条第一号イに規定する額を超えるものに限る。）」を加え、「当該法人又は個人」を「当該法人若しくは個人又は連結親法人若しくはその連結子法人」に改め、同項第一号中「製造の事業、ソフトウェア業若しくは旅館業」を「製造の事業等」に、「第七十二条の十六」を「第七十二条の四十九の七」に、「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十二年自治省令第二十号）」を「過疎法省令」に改め、同項第二号中「以下」の下に「この号及び次号において」を加える。

第八条各号列記以外の部分中「製造の事業等」を「製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業（以下この条において「製造の事業等」という。）」に、「平成十三年総務省令第五十五号」を「平成十三年総務省令第五十四号」に改め、「第十六条」の下に「、第十六条の二」を加え、同条第一号中「第七十二条の十六」を「第七十二条の四十九の七」に改め、同号イ中「第十六条第一項第一号、第二号若しくは第三号又は第二項」を「第十六条各項」に改め、同号ロ中「第十六条第一項第四号」を「第十六条の二第一号」

第一項第四号」を「第十六条の二第一号」に改め、同条第一号中「以下」の下に「この号及び次号において」を加える。

附則に次の二項を加える。

(不動産取得税の不均一課税に係る税率の特例)

5 第四条第二号、第五条第一号若しくは第六条第一号に規定する建物及びその敷地である土地の取得又は第八条第二号に規定する建物及びその附属設備並びにこれらの敷地である土地の取得が県税条例附則第十四項に規定する期間内に行われた場合における不動産取得税の不均一課税の税率は、これらの規定にかかわらず、百分の〇・三とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の二第一項第一号の改正規定（「第七十二条の十六」を「第七十二条の四十九の七」に改める部分に限る。）、第二条第一号の改正規定（「第七十二条の十六」を「第七十二条の四十九の七」に改める部分に限る。）、第四条の改正規定（「第十六条」の下に「、第十六条の二」を加える部分及び同条第一号の改正規定に限る。）、第七条の改正規定（「第七十二条の十六」を「第七十二条の四十九の七」に改める部分に限る。）及び第八条の改正規定（「第十六条」の下に「、第十六条の二」を加える部分及び同条第一号の改正規定に限る。）は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（以下「連結親法人等」という。）が、平成十五年三月三十一日にこの条例による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（以下「旧条例」という。）第一条の二第一項に規定する離島振興対策実施地域内において、同項の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合においては、同項中「提出する法人又は個人」とあるのは「提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しく

は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人」と、「当該法人又は個人」とあるのは「当該法人若しくは個人又は当該連結親法人若しくはその連結子法人」と読み替えて適用する。

3 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（以下「新条例」という。）第一条の二第一項の規定は、同項に規定する離島振興対策実施地域内において、法人又は個人が、平成十五年四月一日以後に同項の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合について適用する。

4 前項の規定にかかわらず、青色申告書を提出する法人又は個人については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第一条の二第一項に規定する離島振興対策実施地域内において同項の規定に該当する製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した場合にあっては、同項の規定を適用し、旧条例第一条の二第一項に規定する離島振興対策実施地域内において青色申告書を提出する法人又は個人が施行日前に同項の規定に該当する製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した場合にあっては、なお従前の例による。

5 新条例第二条及び第七条の規定（青色申告書を提出する法人又は個人に係る部分を除く。）は、当該各条に規定する地区内又は区域内において、連結親法人等が、平成十五年三月三十一日以後に当該各条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合について適用する。

6 連結親法人等が、平成十五年三月三十一日に旧条例第四条に規定する半島振興対策実施地域内において、同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合においては、同条中「提出する法人又は個人」とあるのは「提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人」と、「当該法人又は個人」とあるのは「当該法人若しくは個人又は当該連結親法人若しくはその連結子法人」と読み替えて適用する。

7 新条例第四条の規定は、同条に規定する半島振興対策実施地域内において、連結親法人等が、平成十五年四月一日以後に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合について適用する。

8 前項の規定にかかわらず、青色申告書を提出する法人又は個人については、新条例第四条に規定する半島振興対策実施地域内において施行日以後に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合にあっては、同条の規定を適用し、旧条例第四条に規定する半島振興対策実施地域内において青色申告書を提出する法人又は個人が施行日前に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合にあっては、なお従前の例による。

9 新条例第五条の規定（青色申告書を提出する法人に係る部分を除く。）は、同条に規定する特定農山村地域内において、連結親法人が、平成十五年三月三十一日以後に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合について適用する。

10 新条例附則第五項の規定は、平成十五年四月一日以後に新条例第四条第二号（青色申告書を提出する法人又は個人が、施行日前に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合を除く。）、第五条第一号、第六条第一号若しくは附則第八項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第四条第二号に規定する建物及びその敷地である土地の取得又は新条例第八条第二号に規定する建物及びその附属設備並びにこれらの敷地である土地の取得が行われた場合について適用する。

11 平成十五年三月三十一日に旧条例第一条の二第一項若しくは第四条の規定の適用を受けるべき要件に該当することとなつた連結親法人等、平成十五年三月三十一日から施行日の前日までの間に新条例第二条、第五条若しくは第七条の規定（新条例第二条及び第七条の規定については青色申告書を提出する法人又は個人に係る部分を、新条例第五条の規定については青色申告書を提出する法人に係る部分を除く。）の適用を受けるべき要件に該当することとなつた者又は平成十五年四月一日から施行日の前日までの間に新条例第一条の二第一項及び第四条の規定（新条例第一条の二第一項の規定については青色申告書を提出する法人又は個人の製造の事業に係る部分を、新条例第四条の規定については青色申告書を提出する法人又は個人に係る部分を除く。）の適用を受けるべき要件に該当することとなつた者に係る新条例第十二条第一項第一号から第三号までの規定の適用については、同項第一号中「又は同条第二項の規定により修正申告書を提出する日」とあるのは「若しく

は同条第二項の規定により修正申告書を提出する日又は特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年島根県条例第四十八号。以下「平成十五年改正条例」という。）の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第一号中「当該納期の末日」とあるのは「当該納期の末日」又は平成十五年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第三号中「いずれか遅い納期の末日」とあるのは「いずれか遅い納期の末日」又は平成十五年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」とする。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月二十五日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第四十九号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和五十一年島根県条例第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条の三」を「第十五条の五」に改める。

第四条第一項の表県民税の項に次のように加える。

特定配当等（法第二十 三条第一項第十五号に 規定する特定配当等を いう。以下同じ。）に 係る県民税	松江市
特定株式等譲渡所得金 額（法第二十三条第一 項第十六号に規定する 特定株式等譲渡所得金 額をいう。以下同じ。） に係る県民税	松江市

第十三条の表第一号中「次号から第四号までにおいて」を「以下」に改める。

第二章第一節中第十五条の三を第十五条の五とし、第十五条の二の次に次の二条を加える。

（配当割の特別徴収義務者の指定）

第十五条の三 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対しても特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等（法第七十一条の二十九に規定する国外特定配当等をいう。）

である場合にあつては、その支払を取り扱う者)とする。

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定)

第十五条の四 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、法第七十一条の五十一第一項に規定する選択口座が開設されている証券業者で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等をいう。）の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等（同法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等をいう。）の信用取引等（同法第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等をいう。）に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

第十六条を次のように改める。

(法人の事業税の税率等)

第十六条 法人の行う事業（特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - イ 各事業年度の附加価値額に百分の〇・四八の税率を乗じて得た金額
 - ロ 各事業年度の資本等の金額に百分の〇・一の税率を乗じて得た金額
 - ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

2

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の四・四
各事業年度の所得のうち年四百万円を超える年八百万円以下の金額	百分の六・六
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得	百分の八・六

二 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六
各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得	百分の七・五

三 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六
各事業年度の所得のうち年四百万円を超える年八百万円以下の金額	百分の八・四
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得	百分の十一

2 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の七・五

二 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超える年八百万円以下の金額	百分の八・四
各特定信託の各計算期間の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の十一

3 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一・五の税率を乗じて得た金額とする。

4 二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の第一項の各事業年度の所得又は第二項の各特定信託の各計算期間の所得は、法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割される前の各事業年度の所得又は各特定信託の各計算期間の所得によるものとし、三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本の金額又は出資金額が千万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

- イ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・四八の税率を乗じて得た金額
- ロ 各事業年度の資本等の金額に百分の〇・二の税率を乗じて得た金額

ハ 各事業年度の所得及び清算所得に百分の八・六の税率を乗じて得た金額

ニ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の十一の税率を乗じて得た金額

二 特別法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の所得及び清算所得に百分の七・五の税率を乗じて得た金額

ロ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の七・五の税率を乗じて得た金額

三 その他の法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の所得及び清算所得に百分の十一の税率を乗じて得た金額

ロ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の十一の税率を乗じて得た金額

第十六条の二の次に次の一条を加える。

(個人の事業税の税率等)

第十六条の二 個人の行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 第一種事業を行う個人 所得に百分の五の税率を乗じて得た金額
- 二 第二種事業を行う個人 所得に百分の四の税率を乗じて得た金額
- 三 第三種事業（次号に掲げるものを除く。）を行う個人 所得に百分の五の税率を乗じて得た金額
- 四 第三種事業のうち法第七十二条の二第九項第四号、第五号及び第七号に掲げる事業を行う個人 所得に百分の三の税率を乗じて得た金額

第十九条第一項中「第七十二条の十四第一項」を「第七十二条の二十三第一項」に、「第七十二条第七項」を「第七十二条の二第九項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(法人の事業税の徴収猶予)

第十九条の二 法第七十二条の三十八の二第一項又は第六項の規定により事業税の徴収猶予を受けようとする法人は、その旨を当該事業税の申告書を提出する際に併せて知事に申請しなければならない。

附則第七項中「、各連結事業年度分及び各特定信託」を「及び各連結事業年度分並びに各特定信託」に改める。

附則第十一項中「、連結事業年度」を「若しくは連結事業年度」に改める。

附則第十五項及び第十六項を次のように改める。

(法人の事業税の税率の特例)

15 第十六条の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号ハの表中「百分の四・四」とあるのは「百分の三・八」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の五・五」と、「百分の八・六」とあるのは「百分の七・一」と、同項第二号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、同項第三号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の七・三」と、「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の七・五」とあるのは「百分の九・六」と、同条第二項第一号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、同項第一号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の七・三」と、「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、同項第二号の表中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の一・三」と、「百分の七・五」とあるのは「百分の九・六」と、同条第三項中「百分の一・五」とあるのは「百分の一・三」と、同条第四項第一号ハ中「百分の八・六」とあるのは「百分の七・二」と、同号ニ中「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」と、同項第二号中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、同項第三号中「百分の十一」とあるのは「百分の九・六」とする。

16 法附則第九条の二第二項に規定する所得割については、前項中「「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と、同項第三号の」とあるのは「各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得」

百分の七・五

とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額

百分の六・六
百分の七・九

と、同項第三号の」と、「同項第二号中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」と

あるのは「同項第二号イ中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額に
ついては、百分の七・九）」と、同号ロ中「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六」とする。

附則第十九項第一号に次のように加える。

(3) 平成五年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成三年三月
三十一日）までに新車新規登録を受けた自動車（(1)及び(2)の規定の適用を受ける自動車を除く。）平成十六年度
附則第十九項第二号中「平成十六年度分の自動車税に限り」の下に「、当該自動車が平成十五年四月一日から平成十六年三
月三十日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十六年度分の自動車税に限り」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の表の改正規定及び第二章第一節中第十五条の三
を第十五条の五とし、第十五条の二の次に二条を加える改正規定は、平成十六年一月一日から施行する。
(事業税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第十六条並びに附則第十五項及び第十六項の規定は、

平成十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散（当該解散の日を含む事業年度開始の日が平成十六年四月一日以後である解散に限り、合併による解散を除く。以下同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

3 新条例附則第十九項第一号及び第二号の規定は、平成十六年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

島根県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月二十五日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第五十号

島根県防災会議条例の一部を改正する条例

島根県防災会議条例（昭和三十七年島根県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「十人」を「十一人」に改め、同項第三号中「二十人」を「二十一人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県立母子福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月二十五日

島根県条例第五十一号

島根県立母子福祉センター条例の一部を改正する条例

島根県立母子福祉センター条例（昭和三十九年島根県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。
第二条中「第二十一条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県条例第五十二号

島根県浜田ポートセンター条例をここに公布する。

平成十五年七月二十五日

島根県知事

澄

田

信

義

島根県知事

澄

田

信

義

島根県浜田ポートセンター条例

(趣旨)

第一条 この条例は、島根県浜田ポートセンターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 浜田港の振興及び港湾利用の高度化並びに国際交流の促進を図るため、島根県浜田ポートセンター（以下「センター」という。）を浜田市に設置する。

(使用の許可)

第三条 センターの事務室（以下「事務室」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするととも、同様とする。

2 事務室の使用を許可する期間は、一年以内とする。

3 知事は、事務室の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可をしないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第一条第二号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。

三 事務室を損壊するおそれがあると認められるとき。

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理に支障があると認められるとき。

4 知事は、センターの管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第四条 知事は、前条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、許可を取り消し、前条第四項の規定により許可に付した条件を変更し、又は

使用の中止を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 前条第四項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- 三 詐欺その他不正の手段により許可を受けたとき。
- 四 使用料を納期限までに納付しないとき。

(使用料の納付)

第五条 使用者は、使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料の額は、一月使用するにつき一平方メートルまでごとに千四百六十円とする。この場合において、使用期間が一月未満のときは一月とし、使用期間に一月未満の端数があるときは、その端数期間は一月として計算する。
- 3 使用料の納付方法は、規則で定める。

(使用料の減免)

第六条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第七条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- 一 使用者が、その責めに帰することができない理由により事務室を使用することができなくなったとき。
- 二 知事が、センターの管理上特に必要があるため第四条の規定により許可を取り消したとき。
- 三 使用者が、使用開始の日前で規則で定める日までに使用の中止を申し出たとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第八条 使用者は、事務室の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第九条 使用者は、事務室の使用が終わったときは、速やかに当該事務室を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

(損害賠償)

第十条 使用者が、故意又は過失により事務室を損壊し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第十一條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る事務室の使用の許可に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月二十五日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第五十三号

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例

島根県港湾施設条例（昭和三十九年島根県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「港湾施設」を「別表第二に掲げる港湾施設」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可に係る事項を変更しようとするととも、同様とする。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の許可の申請に係る港湾施設の利用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。

一 公の秩序に反するおそれがあると認められるとき。

二 港湾施設を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

三 港湾施設の能力に照らし適切でないものであると認められるとき。

四 港湾施設の目的及び用途を妨げるおそれがあると認められるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、港湾の開発、利用又は保全に支障があると認められるとき。

第八条第一項第二号中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

別表第二中「（第四条関係）」を「（第三条・第四条関係）」に改める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の島根県港湾施設条例第二条第一項の規定により港湾施設の利用の許可を申請している者に対する許可の基準については、この条例による改正後の島根県港湾施設条例第三条第二項の規定にかかわ

らす、なお従前の例による。

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月二十五日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第五十四号

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例

島根県立都市公園条例（昭和四十九年島根県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。
第四条第二項及び第五条第二項中「附する」を「付する」に改める。

別表第一県立浜山公園の項中「補助競技場」を「補助競技場
体育館」に改める。

別表第五の一に次の表を加える。

(四) 体育館

イ メインアリーナ等

サブアリ		メインアリーナ						区分	専用使用の場合	料
合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収する場合	合	入場料を徴収しない場合	午前八時半から	午後一時から			
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	アマチュアスポーツ	アマチュアスポーツ	アマチュアスポーツ	アマチュアスポーツ	アマチュアスポーツ	一〇、六四〇円	一〇、六四〇円	正午まで	午後五時まで	午前八時半から
二五、〇八〇円	三七、六二〇円	五、〇一〇円	三、三四〇円	一五九、六〇〇円	五三、二一〇〇円	七九、八〇〇円	一一九、七〇〇円	午後五時まで	午前八時半から	午後五時まで
六二、七〇〇円	一〇、〇三〇円	八、三六〇円	一、三三〇円	三九九、〇〇〇円	一三三、〇〇〇円	一九九、五〇〇円	二六、六〇〇円	午後五時まで	午前八時半から	午前八時半から
一六〇円	二 その他の者が使用する場合	一生徒・児童が使用する場合	八〇円	六三、八四〇円	二一、二八〇円	三一、九二〇円	四、二五〇円	時間までごと	その他の時間一回に	時間までごと
								つき	一人一施設一回に	一人一施設一回に
									合	専用使用でない場合

備考 小体育室	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツで使用する場合	アマチュアスポーツで、アマチュアスポーツ以外に使用する場合
	五〇、一六〇円	七五、二四〇円	一二五、四〇〇円
四三〇円	六五〇円	一、〇九〇円	一七〇円

一 その他の時間とは、午前八時半から正午まで又は午後一時から午後五時までの区分の場合にあつては、正午から午後一時まで及び午後五時から翌日の午前八時半までの間の時間とし、午前八時半から午後五時までの区分の場合にあつては、午後五時から翌日の午前八時半までの間の時間とする。

二 メインアリーナの二分の一、三分の一又は四分の一を使用する場合の使用料の額は、この表に基づき算出した額にそれぞれ二分の一、三分の一又は四分の一を乗じて得た額（十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

三 専用使用の場合において、サブアリーナの二分の一を使用するときの使用料の額は、この表に基づき算出した額に二分の一を乗じて得た額（十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

四 専用使用でない場合の使用について回数券を発行する場合は、十一回分の使用に係る回数券の額は、生徒・児童が使用する場合にあつては八百円とし、その他の者が使用する場合にあつては千六百円とする。

五 メインアリーナを準備又は片付けのために使用するときの使用料の額は、この表及び第一号の規定に基づき算出した額の二分の一に相当する額（十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

□ トレーニング室等

		区 分		使 用 の 場 合	使 用 料
		午前八時半から午後五時まで一時間までごと	その他の時間一時間までごと		
トレーニング室	九五〇円	一、一四〇円	一、一六〇円	一人一施設一回につき 一生徒・児童が使用する場合	専用使用でない場合
多目的室	三五〇円	四二一〇円	三三三〇円	二、その他の者が使用する場合	専用使用でない場合
控室	四〇円				

備考

一 その他の時間とは、午後五時から翌日の午前八時半までの間の時間とする。

二 多目的室の二分の一を使用する場合の使用料の額は、この表に基づき算出した額に二分の一を乗じて得た額（十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

三 専用使用でない場合の使用について回数券を発行する場合は、十一回分の使用に係る回数券の額は、生徒・児童が使用する場合には千六百円とし、その他の者が使用する場合には三千三百円とする。

別表第五の一の表に次のように加える。

		電光得点表示装置			体力測定機器			長机（体育館のうち多目的室以外で使用する場合に限る。）			椅子（体育館のうち多目的室以外で使用する場合に限る。）			一日につき		

うことができる。

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年七月二十五日

島根県知事 澄田信義

島根県条例第五十五号

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成十二年島根県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十六の項の次に次のように加える。

十六の二 古物営業法第二十二条の五

第一項又は第二十二条の六第一項の規定に基づく古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定を受けようとする者

一件につき 一万七千円

附 則

この条例は、古物営業法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百五十五号）の施行の日から施行する。

平成15年 7月25日

島根県報

号外第92号 (40)

平成十五年七月二十五日印刷

発行者

島

根

県

印刷所

松江市立学園殿南町

松島陽根印刷所

定価一箇月

金一千四百二十円
(送料共)

毎週火・金曜日発行